


人権に関する取組について



2024年2月21日 第10回持続可能な調達ワーキンググループ

公益社団法人
2025年日本国際博覧会協会
企画局 持続可能性部

人権に関する取組の方向性

博覧会協会の取組

持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針（抜粋）

【目指すべき方向】

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則った万博運営を実現する。

⇒博覧会協会においても、**人権方針を策定し、人権DDを実施**して人権尊重の姿勢を示す必要がある。

（具体の取組）

- ・人権方針策定と遵守
- ・人権に関する負の影響(人権リスク)評価の実施
- ・人権への負の影響を防止、軽減する方策(研修の実施等)
- ・人権に関する通報受付窓口の設置(救済へのアクセス)

・有識者委員会委員、WG委員のうち、人権の分野に知見を有する委員4名(有識者委員会 松原稔委員、山田美和委員、調達WG 高橋大祐委員、富田秀実委員)にご助言をいただき、本日の資料を取りまとめた。

人権の側面からみた大阪・関西万博の持続可能性の取組

第9回持続可能性有識者委員会資料より
抜粋

基本理念

世界的な危機を乗り越え、一人一人のいのちを守り、いのちの在り方、生き方を見つめ直すことで、未来への希望を世界に示す万博となることを目指す

「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」

多様な人々が積極的に、また安心して参加できる環境を整えるとともに、大阪・関西万博からテーマに基づく多様な考え方を発信できるよう、一人一人を尊重したインクルーシブな万博運営を目指す。

「人権方針」

持続可能性方針、人権方針に基づいて、万博の準備・運営に関する規定、ガイドライン等を策定

持続可能性に配慮した
調達コード

役職員の職務上の倫理に関する規程

コンプライアンス規定

職場におけるハラスメント
防止に関する規程

ユニバーサルサービス
ガイドライン

他規定・GL等

持続可能な大阪・関西万博の開催

博覧会事業に係るすべての人の人権を尊重

人権尊重の姿勢を国内外に広げる

人権への負の影響を防止、軽減

人権被害が生じた場合の救済

SDGs+beyond

人権方針(案)の概要

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、国の行動計画等も参考にしつつ、以下の項目について記載。

1 前文 2 人権の尊重

- ・実施主体、責任の所在、適用範囲及び尊重する国際規範について記載。

3 人権デュー・ディリジェンスの実施

- ・人権デュー・ディリジェンスの実施(「人権への負の影響」の調査・把握、是正、外部への開示)について記載。

4 ステークホルダーとの対話

- ・ステークホルダーからの要請や考え方を把握するための対話の実施について記載。

5 参加者やサプライヤーとの共有

- ・「持続可能性に配慮した調達コード」について記載。

6 救済

- ・関係者からの苦情に適切に対応するための枠組、負の影響への対応と救済について記載。

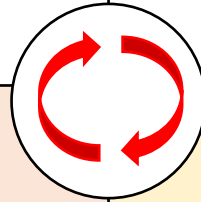
7 教育・研修

- ・協会幹部、職員、プロデューサー、ボランティアスタッフなどへの継続的な啓発活動

8 情報開示

- ・博覧会協会公式ウェブサイトや年次報告書などを通じた情報開示による透明性の確保

<p>(1)人権への負の影響(リスク)の特定</p> <p>P(万博運営において可能性のある人権侵害を特定)</p>	<p>(2)人権に関する負の影響の予防・軽減</p> <p>D (人権侵害が起こらない仕組みづくり)</p>
<p>未実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局において負の影響を受ける可能性がある人 (ライツホルダー)を抽出し、たたき台として有識者委員会で議論 ⇒人権WGにおいて特定にむけた議論 	<ul style="list-style-type: none"> ESMSの構築・運用 ユニバーサルGL 調達コードの運用 人権に関する研修 リスクマネジメント 協会内人権相談窓口
<p>(4)情報提供(開示)</p> <p>A (協会が人権DDにどう取り組んだか公表)</p>	<p>(3)チェック(評価)</p> <p>C (仕組みがしっかりと機能しているか検証)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 調達コード(通報受付、モニタリング)実施結果 持続可能性有識者委員会(議事録公表) 持続可能性行動計画(公表・意見募集) 活動の開示 	<ul style="list-style-type: none"> ESMSの運用 調達コードの運用(通報受付、モニタリング) 総合コンタクトセンターの運用 人権WG、持続可能性有識者委員会における評価



人権の取組に関する今後のスケジュール(案)

人権方針については第10回持続可能性有識者委員会で決定いただきたい。
その後人権WGを設置して、2024年度は人権WGにおいて人権への負の影響の特定について精査しつつ、
人権DDのレビューを行う。

なお、救済については「持続可能性に配慮した調達コード」や博覧会協会内の職員の救済に関するシステムと
連携しつつ、対応状況については、人権WGに適宜報告する。

- | | |
|----------------|--|
| 12月22日 | 第9回持続可能性有識者委員会
<u>人権方針(案)、人権への負の影響(リスク)特定の進め方について議論</u> |
| 2024年2月
~3月 | 第10回持続可能性有識者委員会
<u>人権方針(案)、人権WGについて議論</u> ⇒人権方針を決定 |
| 2024年3月 | 人権方針策定、公表 |
| 2024年4月~ | 人権WGの設置(有識者、当事者団体等により構成)
人権DDのレビュー
(年3~4回程度開催) |